

令和2年5月（令和2年度第2回）
肝付町農業委員会定例総会

1. 日 時 令和2年5月25日(月) 午前10時00分～

2. 場 所 肝付町役場コミュニティーセンター婦人研修室

3. 出席委員 (15名) 12番欠番

委員	1番	坂	口	利	邦
委員	2番	内	倉	孝	子
委員	3番	富	永	浩	二
委員	4番	白	田	利	秋
委員	5番	中	嶋	睦	巳
委員	6番	中	村	重	治
委員	7番	上	岡	ヒトミ	
委員	8番	永	野	易	美
委員	9番	大	窪	輝	則
委員	10番	藤	井	勇	次
委員	11番	福	田	智	浩
委員	13番	冷	水	正	行
委員	14番	吉	永	良	行
委員	15番	福	園	幸	雄
会 長	16番	鶴	岡	和	喜

4. 欠席委員 1番 坂 口 利 邦

5. 議事録署名委員 8番 永 野 易 美 9番 大 窪 輝 則

6. 議 題 議案第5号 農地法第3条許可申請の件について
議案第6号 農地法第5条許可申請の件について
議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画案の件について
議案第8号 令和元年度活動評価案及び令和2年度活動計画案
について

7. 協議・報告 1 農地利用集積計画の解約について
2 あっせん委員の選任について
3 農地移動適正化あっせん申出に係る整理について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局長 一松 敬一 事務局次長 原之園 利恵 係長 有留 幸弘

10. — 閉会 —

第2回定例総会 会議の概要

【午前9時58分 開会】

事務局	<p>定刻になりましたので始めたいと思います。ご起立をお願いいたします。</p> <p>只今より、令和2年度肝付町農業委員会第2回定例総会を開催いたします。</p> <p>「一同礼」</p> <p>御着席ください。</p> <p>本日の出席委員は15名中14名です。坂口委員から自己都合により欠席届が提出されています。会議規則第17条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。</p> <p>それでは、会議規則第15条の規定により、会議の議長は会長が務めることになっておりますので、ご挨拶並びに議事の進行につきまして鶴岡会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>冒頭、あいさつあり。</p> <p>それでは、議事に入ります。議事がスムーズに進みますようご協力をお願い致します。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>本日の議事録署名委員は、8番の永野易美委員と9番の大窪輝則委員をお願いいたします。</p> <p>本日の議題は、議案第5号から議案第8号まであります。報告協議が1から3番まで、そして、その他となります。</p> <p>私の業務報告は記載のとおりです。</p> <p>それでは、さっそく議事に入ります。1ページをお開きください。</p> <p>議案第5号「農地法第3条許可申請の件」について審議します。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号 農地法第3条許可申請の件について、ご説明いたします。</p> <p>今月の農地法第3条許可申請は2件で、全て所有権移転で、売買が2件となっています。</p> <p>売買の2件は、田が5筆で1,814平方メートルです。</p> <p>整理番号1番は、〇〇振興会の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番〇で、田が1筆で548平方メートルです。</p> <p>整理番号2番は、〇〇市の〇〇〇〇氏から〇〇振興会の〇〇〇〇氏への売買で、申請地が宮下字〇〇 〇〇〇番外3筆で、田が4筆で1,266平方メートルです。</p> <p>以上、2件の申請については、いずれの受人も効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積、地域調和要件など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断されます。</p> <p>以上で説明を終わります。審議方よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1番から2番まであります。お目通し下さい。番号の1番に福田智浩委員の関係する所有権移転売買の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。</p> <p>(福田委員退席)</p>

議 長	<p>それでは農地法第 3 条許可申請の 1 番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>それでは異議なしと認め、農地法第 3 条許可申請の 1 番については提案どおり許可することに決定いたしました。（福田委員入室・着席）</p> <p>それでは、1 番を除く他の 1 件の申請分について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり。】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、議案第 5 号農地法第 3 条許可申請の 2 件の申請については提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして 2 ページをお開きください。議案第 6 号農地法第 5 条許可申請の件「5-2-3」について、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-2-3」について、ご説明いたします。</p> <p>譲受人が、肝付町〇〇 〇〇〇番地〇〇団地〇〇〇号、〇〇〇〇さんで、譲渡人が肝付町〇〇 〇〇〇番地、〇〇〇〇さんです。申請地が肝付町〇〇字〇〇 〇〇〇番外 1 筆、畑で 2 筆計 997 平方メートルです。転用目的が農家住宅・農業用倉庫を建てたいということで、現在借家住まいのため祖父所有の申請地を譲り受け自宅を建築し、また、現在事業で使用している農業用倉庫が手狭になっているので、同時に農業用倉庫も建築したいということで申請が出ております。農地の区分が第 1 種農地の集落接続施設に該当致します。</p> <p>この件につきましては、農振除外申請があり令和元年 12 月 16 日に現地調査を行い、令和 2 年 1 月総会で審議していただいた案件であり、今年 4 月 27 日に農振除外が許可されたことから、今回転用申請がなされたものです。申請内容についても当時から変更ありません。</p> <p>以上、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-2-3」については、事務局が只今説明いたしましたように 1 月に農振除外の申請をされ、許可された案件であります。今回 5 条申請をされましたが、現地調査は 12 月に行われ、調査報告もその時にいただいております。それでは「5-2-3」について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>はい、それでは異議なしということで、議案第 6 号農地法第 5 条許可申請の件「5-2-3」については、許可相当の意見を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>つづきまして 3 ページをお開きください。</p> <p>議案第 6 号農地法第 5 条許可申請の件「5-2-4」について、事務局が説明をいたします。</p>
事務局	<p>農地法第 5 条許可申請の件「5-2-4」についてご説明いたします。</p> <p>譲受人が〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号、株式会社〇〇〇〇さんです。譲渡人が〇〇市〇〇 〇丁目〇番〇号、成年被後見人〇〇〇〇さんの成年後見人〇〇〇〇さんです。</p> <p>申請地が、肝付町宮下字〇〇 〇〇〇番〇、田で 1,207 平方メートルとなって</p>

	<p>います。転用目的が太陽光発電施設にしたいということで、太陽光パネル設置の用地として、収入を得るために利用したいということで申請が出ております。農地の区分が第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>場所につきましては、〇〇振興会の〇〇〇の駐車場の北側が申請地です。配置図については、太陽光パネル 264 枚を図のように設置し、周りにはフェンスを張り、3メートル以上の緩衝地を設け、雨水等の処理については、自然浸透で計画されており、隣接地へ土砂等が流れ出ないようにブロックをするという事です。</p> <p>以上、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、「5-2-4」については、2人の委員が現地調査をされております。どちらかの委員で現地調査の報告をお願いいたします。 はい、福田委員。</p>
福田委員	<p>11番、福田です。「5-2-4」について現地調査の報告をいたします。</p> <p>5月20日に、永野委員、私と事務局が2名、申請代理人1名で現地調査を行いました。場所は事務局の説明のとおりで、申請地の北側と道路側に排水の側溝がありました。あとはこの道路に面しているところだけ土羽をするということで計画されていましたが、他の宅地に面しているところはブロック積みされており、この部分だけが土羽になるということで、相談でしたが申請人にこの部分もブロック積みにもしてもらえないかを申請代理人にお願いしました。現状が道路の側溝の上に土が流れ出ている状態でしたので、ブロックを積みばそのようなことも改善されるのではないかとということで、可能であれば図面を変更してもらえないだろうかとお願ひしたところでした。他には何ら問題ないという意見の一致でしたので、皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ご苦労さまでした。只今、「5-2-4」について現地調査の報告がありましたが、この件について審議します。異議、意見等ございませんでしょうか。</p> <p>【挙手あり】</p> <p>はい、中嶋委員。</p>
中嶋委員	<p>5番、中嶋です。排水の件で水の流れは道路の側溝へ流れるということですか。</p>
福田委員	<p>基本的に自然浸透であり、浸透しきれない分について周りがブロックで囲まれていることから、道路側溝に流れるようにお願いしたということ。</p>
中嶋委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>他に異議・意見等ございませんでしょうか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議 長	<p>異議なしということですので、農地法第5条許可申請の件「5-2-4」については、許可相当との意見書を付して県に進達するということに決定しました。</p> <p>次に4ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の決定について、5月集計分を事務局に説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画」の5月分につきまして説明いたします。</p> <p>まず、1番の所有権移転ですが、内之浦地区が、田が1件の1筆で1,017平方メートル、高山地区が、田が4件の41筆で34,673平方メートルでした。詳細につきましては5ページに掲載してあります。</p> <p>この5件については先月までの総会であつせん申し出があつた分で、認定農業者への売買が成立したものでございます。</p> <p>次に2番の利用権設定です。内之浦地区ですが、新規設定で田が1件の1筆で1,362平方メートル、畑はありませんでした。再設定は田が10件の16筆で15,285平方メートル、畑はありませんでした。</p> <p>高山地区は新規設定が、田が24件の35筆で36,209平方メートル、畑が8件の11筆で17,187平方メートル、再設定が、田が16件の28筆で34,838平方メートル、畑が4件の6筆で5,448平方メートルです。</p> <p>肝付町の合計ですが、田が51件の80筆で87,694平方メートル、畑が12件の17筆で22,635平方メートルであり、田、畑合わせて合計で、63件の97筆で110,329平方メートルであります。詳細につきましては、内之浦地区が6ページ、高山地区が7から10ページに掲載してあります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>はい、今月は1番の所有権移転が5件、2番の利用権設定は、内之浦地区が11件、高山地区が52件あります。まずは1番の所有権移転の方から審議します。お目通しのほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、1番の所有権移転5件の申請について審議に移りますが、番号の5番に冷水正行委員の関係する所有権移転の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。冷水委員の退席をお願いします。</p> <p>(冷水委員退席)</p>
議長	<p>それでは所有権移転の5番について審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしと認め、所有権移転の5番については提案どおり許可することに決定いたしました。(冷水委員入室・着席)</p> <p>5番を除く他の4件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>異議なしということですので、1番の所有権移転の5件については、提案どおり全て許可することに決定しました。</p> <p>つづきまして、2番の利用権設定に移ります。内之浦地区が6ページ、高山地区が7ページから10ページになります。まずはお目通しのほどお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、内之浦地区の11件の申請分から審議します。</p> <p>異議、意見等ございませんか。</p>
	<p>【異議なしとの声あり】</p>
議長	<p>それでは異議なしとのことですので、内之浦地区の11件の申請につきましては提案どおり全て許可することに決定いたしました。</p>

	つづきまして、高山地区の 52 件の申請分に移ります。お目通しをお願いいたします。
議 長	<p>それでは、高山地区の 52 件の申請について審議に移りますが、番号の 36 番、37 番に福田智浩委員の関係する新規の利用権設定の申請がありますので、この案件から審議したいと思います。福田委員の退席をお願いします。</p> <p>(福田委員退席)</p>
議 長	それでは利用権設定の 36 番、37 番について審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 36 番、37 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(福田委員入室・着席)</p> <p>つづきまして、49 番から 52 番まで中村重治委員の関係する新規の利用権設定の申請があります。審議したいと思います。中村委員の退席をお願いします。</p> <p>(中村委員退席)</p>
議 長	それでは利用権設定の 49 番から 52 番までについて審議します。異議、意見等ございませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>それでは異議なしと認め、利用権設定の 49 番から 52 番については提案どおり許可することに決定いたしました。(中村委員入室・着席)</p> <p>36 番、37 番、49 番から 52 番を除く他の 46 件の申請分について一括審議します。異議、意見等ございませんか。</p>
	【異議なしとの声あり】
議 長	<p>異議なしということですので、高山地区の 52 件の申請については、全て提案どおり許可することに決定しました。以上で議案第 7 号については終わります。</p> <p>つづきまして、11 ページをお開きください。</p> <p>議案第 8 号 令和元年度活動評価案及び令和 2 年度活動計画案について事務局が説明いたします。</p>
事務局	<p>議案第 8 号 令和元年度活動評価案及び令和 2 年度活動計画案についてご説明いたします。この件につきましては、総会に諮り報告することとなっております。</p> <p>まず、令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について提案するもので、法令事務に関する点検・評価(担い手への農地の利用集積・集約化、新たに農業を営もうとする者の新規参入、遊休農地に関する措置等)等に関するもの、農地法事務等についての点検等を戴き公表することとなっております。</p> <p>資料は 11 ページから 14 ページが令和元年度の活動の点検・評価の関係です。</p> <p>また、資料の 15 ページから 16 ページが令和 2 年度活動計画案で、目標とその達成に向けた活動計画を資料のとおり提案するものです。</p> <p>・・・資料に基づき詳細説明・・・</p> <p>活動計画も公表することとなっておりますので、この活動計画内容でよろしいか、ご審議願います。以上よろしく申し上げます。</p>

議 長	はい、只今、議案第8号 「令和元年度活動評価案」及び「令和2年度活動計画案」について、説明していただきましたが、まず、「令和元年度活動評価案」について、提案された資料のとおりで、令和元年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価の公表について、承認してよろしいでしょうか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	それでは、異議なしということですので、「令和元年度活動評価案」については、提案された資料のとおりで、公表することに決定しました。 つづきまして、15 ページから 16 ページの「令和2年度活動計画案」について、各項目の計画については、この案で活動計画としてよろしいか、審議します。異議意見等はありませんか。
	【異議なしとの声あり】
議 長	はい、それでは異議なしということですので、「令和2年度活動計画」については、この活動計画案で承認されました。委員の皆様方は目標達成のため、活動方よろしくお願ひいたします。なお、事務局は事務処理方よろしくお願ひします。 つづきまして、報告・協議に入ります。1 番から 3 番まであります。17 ページをお開きください。報告・協議 1 番の「農地利用集積事業計画の解約について」12 件あります。解約理由は、借り手、貸し手の都合並びに所有権移転等によるもので、合意による解約が成立したものです。お目通しをお願ひいたします。
議 長	それでは合意解約の件について、ご意見等はありませんか。
	【なしとの声あり】
議 長	なしとのことですので、農地利用集積事業計画の解約については、報告のとおり承認されました。 つづきまして、18 ページをお開きください。報告・協議の 2 番、あっせん委員の選任についてであります。あっせん申し出が 4 件出ております。あっせん委員を選任したいと思います。まずは「あ-2-5」について事務局の説明を求めます。
事務局	「あ-2-5」について説明いたします。 申出人が肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申出希望地が、肝付町新富字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は、田が 1 筆 764 平方メートルで、あっせんの種類は譲渡希望です。 希望価格については周辺相場となっています。 場所につきましては、〇〇振興会に、〇〇〇という飲食店がございますが、ここから西へ 50mほどの所になります。 以上、よろしくお願ひいたします。
議 長	それでは「あ-2-5」のあっせん委員に、地区委員の白田委員と富永委員でお願ひします。 つづきまして、「あ-2-6」について事務局に説明を求めます。
事務局	「あ-2-6」について説明いたします。 申出人が 肝付町〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇〇〇さんです。 申し出希望地が、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番〇で、地目・面積は畑が 1 筆 919 平方メートルです。あっせんの種類は貸付希望で、希望価格については無償となっています。希望期間は 5 年となっています。

事務局	場所につきましては、〇〇団地から南東へ 100mほどの位置になります以上、よろしく願いいたします。
議長	<p>それでは「あ-2-6」のあっせん委員を、地区委員の上岡委員と藤井委員をお願いいたします。</p> <p>次に 19 ページをお開きください。</p> <p>つづきまして、「あ-2-7」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-7」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇県〇〇市〇〇 〇-〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地は、肝付町前田字〇〇 〇〇〇番、地目・面積は田が 1 筆 527 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は、譲渡希望で希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇沿いの〇〇〇採取場から西へ 300mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-7」のあっせん委員に、地区委員の上岡委員と藤井委員でお願いします。</p> <p>つづきまして、「あ-2-8」について事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>「あ-2-8」について説明いたします。</p> <p>申出人が〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇〇-〇 〇〇〇〇さんです。</p> <p>申出希望地は、肝付町野崎字〇〇 〇〇〇番〇、地目・面積は田が 1 筆 965 平方メートルです。</p> <p>あっせんの種類は、譲渡希望で希望価格は周辺相場となっています。</p> <p>場所につきましては、〇〇〇学校から西へ 500mほどの所になります。</p> <p>以上、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは「あ-2-8」のあっせん委員に、地区委員の坂口委員と内倉委員でお願いします。</p> <p>以上であっせん申出に係る 4 件の、あっせん委員の選任関係を終わります。</p> <p>つづきまして、19 ページをお開きください。</p> <p>報告・協議の 3 番、農地移動適正化あっせん申出に係る整理について、事務局が説明します。</p>
事務局	<p>あっせん申出に係る整理について、20 ページから 22 ページに、あっせん申し出の未成立分の積み残しと、本日、あっせん委員を決めて頂きました分について、譲渡、貸付、借受、譲受希望それぞれ載せております。</p> <p>成立したものにつきましては、随時整理しておりますが、資料をご覧いただき、気づかれた点がありましたらお知らせください。</p> <p>あっせん申出の整理につきましては以上です。</p>
議長	この件に関しまして何かありませんか。
	【なしという声あり】
議長	<p>ないようですので、つづきましてその他に移ります。</p> <p>何かございませんか。</p>

	【なしという声あり】
議 長	それでは、無いようですので、次回の農業委員会定例総会の開催日時は、6月25日(木)の予定ですのでよろしくお願いいたします。 それでは以上で、5月の定例総会を閉会いたします。

<午前10時33分 閉会>

本事項の顛末を記載し、その相違なきことを証明するため、ここに署名捺印する。

令和2年5月25日

肝付町農業委員会

会 長 鶴岡 和喜

委 員 永野 易美

委 員 大窪 輝則